平成２４年（フ）第６１２号
大阪市住之江区西住之江３丁目８番４号
債務者　谷口　秀典
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７３２号
大阪府吹田市山田西１丁目22番Ａ６―510号
債務者　伊達　龍治
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７５４号
大阪市住吉区長居西１丁目11番33号　カルム１―201号
債務者　岩下　保博
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７９８号
大阪市住之江区東加賀屋１丁目３番41―1503号
債務者　小林　章浩
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８２５号
大阪府豊中市服部寿町２丁目６番１号
債務者　島田都詩子こと　島田　俊子
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８６０号
大阪府大東市太子田２丁目５番21号
債務者　瀬﨑　洋一
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９５０号
大阪府寝屋川市豊里町14番７号
債務者　田中　敏昭
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０５７号
大阪府八尾市南本町３丁目３番21―102号
債務者　椿本　秀治（旧姓阪口）
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０５８号
大阪府八尾市南本町３丁目３番21―102号
債務者　椿本　理絵（旧姓近藤・阪口）
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１２１号
大阪市城東区天王田４番１―503号
債務者　森　　健
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１７７号
大阪市都島区大東町１丁目６番10―606号
債務者　北本　光子
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１８１号
大阪市平野区瓜破西２丁目７番47号　ロータスハイツＢ101号室
債務者　後藤　愛子
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１９６号
大阪府寝屋川市平池町21番16号、前住所大阪府寝屋川市高柳１丁目２番33―1209号
債務者　柴田　正元
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２０５号
大阪府東大阪市南鴻池町２丁目12番15号
債務者　市川　雅実
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２２９号
大阪市浪速区幸町２丁目４番４号　アールメゾン道頓堀801号
債務者　元松チエリ
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２３５号
大阪市北区神山町１番30―703号
債務者　稲垣　　治
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２４２号
大阪市生野区新今里３丁目３番５―503号
債務者　松宮　勇一
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部